

尼崎市運動指導員体力サポート事業 委託事業者募集要項

**令和8年1月
尼崎市教育委員会
学校教育部 学校教育課**

1 事業の目的

本市児童生徒の体力・運動能力は、全国・県平均と比較すると低い水準にあることから、児童生徒の実態を的確に掴むため、全小学校、中学校での体力テストを実施しているが、小学校は専科教員が体育科を指導していないことから、小学校に正確な体力テスト測定方法や体育科授業において体力テストの結果を踏まえた効果的な運動方法について助言するなど運動指導員が訪問し、サポートすることで児童の体力・運動能力の向上を図るとともに教員の指導力向上を目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 尼崎市運動指導員体力サポート事業
- (2) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 上限単価 1回の訪問サポートにかかる経費の上限は7,502円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (5) 上限回数 訪問サポートする小学校は、サポートを希望する学校からの申請を受け、教育委員会が決定する。なお、訪問回数の上限は300回程度とする。（対象校は小学校41校とあまよう特別支援学校）

3 委託事業者の選定方法及び選定事業者数

- (1) 尼崎市運動指導員体力サポート事業業務委託の契約予定者として、1事業者を選定する。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーサル方式による選定を行う。

4 応募資格及び応募制限

次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 法人格を有する企業または団体であること。
- (2) 本市の指定する仕様に基づく運動指導員が小学校に訪問し、サポートできること。
- (3) 運動、スポーツを指導する指導員を学校等の公共施設や民間企業向けに実地支援業務実績があること。
- (4) 納税義務を履行していること。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
- ア 尼崎市から入札参加停止の措置を受けている者
- イ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当する者

- エ 自己又は自社の社員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与していること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - 尼崎市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団密接関係者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者

※ 応募資格の基準は令和8年1月1日現在とする。

5 募集等のスケジュール

募集要項公表	令和8年1月29日（木）
質問の受付期間	令和8年1月29日（木）～ 令和8年2月6日（金）午後1時
質問への回答	令和8年2月10日（火）目途
応募申請書提出期限	令和8年2月16日（月）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年2月20日（金）午後5時
プレゼンテーション審査	令和8年3月5日（木）午後
結果通知	令和8年3月中旬
令和8年度契約締結	令和8年4月1日（水）

6 提出書類等

応募書類名	内容等	部数
① 応募申請書	様式1	1部
② 添付資料 ＊尼崎市の競争入札資格者（令和8, 9年度名簿登載者）であれば不要	詳細は様式1を参照	1部
③ 企画提案書	「7 企画提案書の作成要領」を参照	正 1部 副 7部 A4縦長(両面) 上限3枚

④ 見積書（任意様式）	見積額には消費税額及び地方税額を含んでください。	正1部
⑤ 情報セキュリティ確認書類	プライバシーマーク（マーク）やISMS認証の取得状況が確認できる書類の写し、または誓約書（様式3）を提出すること。	1部

7 企画提案書の作成要領

1 事業者につき1案とし、次の項目について記載してください。

[提案項目]

（1）体力向上に対する基本的な考え方

体力低下についての課題とそれを解決していくうえでの考え方について記載してください。

（2）類似事業の実施実績（直近1年程度）

学校等の公共施設や民間企業向けに訪問サポートした業務実績（具体的な内容）を記載してください。

（3）訪問サポート体制及び指導員について

学校へ訪問サポートする指導員体制や指導経験などについて記載してください。

（4）サポート業務内容

体育科授業において業務委託仕様書に定める業務内容を実施するにあたり効果的な運動の助言方法など、具体的な指導内容等について記載してください

（5）危機管理体制

業務中の危機管理や事故発生時の対応について記載してください。

（6）経費見積

1回の訪問サポート（90分）の経費を記載してください。

※ 45分（1授業）×2授業=90分

※「2 委託業務の概要（4）上限単価」を超えないこと。

8 募集要項に関する質問及び回答

（1）質問の提出方法

質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、下記電子メールあてに、件名「尼崎市運動指導員体力サポート委託業者募集に係る質問」と入力のうえ質問すること。

電子メール ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp

(2) 受付期間

令和8年1月29日(木)～2月6日(金)※午後1時必着

(3) 回答日等

質問に対する回答は2月10日(火)を目途にホームページで公開する。

9 応募申請書の提出期限等

- (1) 受付期間 令和8年1月29日(木)～2月6日(金)
- (2) 提出期限 令和8年2月16日(月)午前9時から午後5時必着(時間厳守)
(正午から午後1時を除く)
- (3) 提出方法 持参または郵送(必着)
- (4) 提出先 尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課
(尼崎市教育・障害福祉センター3階)
〒661-0024 兵庫県尼崎市三反田1丁目1番1号
- (5) 辞退届 応募申請提出後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式2)を提出すること。

10 企画提案書等の提出期限等

- (1) 応募期間 令和8年1月29日(木)～令和8年2月6日(金)
- (2) 提出期限 令和8年2月18日(水)午前9時から午後5時まで(時間厳守)
(正午から午後1時を除く)
- (3) 提出方法 持参または郵送(必着)
- (4) 提出先 尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課
(尼崎市教育・障害福祉センター3階)
〒661-0024 兵庫県尼崎市三反田1丁目1番1号
- (5) 辞退届 企画提案書提出後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式2)を提出すること。

11 審査方法

企画提案書などの提出書類及びプレゼンテーション(ヒアリングを含む。)の内容をもとに業者選定会議が選定基準に基づき審査・評価し、選考する。

(1) プrezentation審査

ア プrezentationの概要

日 程	令和8年3月5日(木)午後 ※予定 (場所、時間等詳細については、別途通知する。)
-----	--

内 容 等	提出した企画提案書に基づき発表を行い、発表後、質疑応答を行う。(発表時間：15分・質疑応答：15分)
出席 者 数	3人以内(必ず業務責任者(予定)を出席させること。)
そ の 他	発表にパワーポイント (PowerPoint) 等を使用することを認める。 パワーポイントを使用する場合は本市に連絡し、パソコンを持参する。(液晶プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。)

イ 審査

- ① 下表の審査項目について採点し、合計得点を算出する。

審査項目
1 体力向上に対する基本な考え方
2 類似事業の実施実績
3 サポート業務体制及び指導員について
4 サポート業務内容
5 危機管理体制
6 経費見積

- ② 地域経済の活性化を図るため、次のとおり加点し、加点後の得点を総合得点とする。
- ・市内事業者(市内に本社(本店)を有する者)
合計得点の10%を加点する。
 - ・準市内事業者(市内に事業所等を有する者)
合計得点の5%を加点する。
 - ・事業実施に際して、新たに市内居住者の雇用提案を行った事業者
合計得点の5%を加点する。

12 契約予定者の選定

審査の結果、総合得点が最も高い事業者(1事業者)を契約予定者として選定する。

13 審査結果の通知

審査の結果については3月中旬に文書により通知する。

なお、審査結果に対する異議の申し立ては受けつけない。

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに欠席(大幅な遅参を含む。) した場合
- (4) 応募資格の基準日から契約締結時までの間に応募資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公平性を害する行為を行うなど業者選定会議が失格であると認めた場合

15 契約の締結

- (1) 選定された事業者は、4月1日に契約締結を行うものとする。
- (2) 契約予定者が契約の締結を辞退したとき又は契約締結時までに応募資格要件を欠いていることが判明したときは、次点の事業者を契約予定者とする。
なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退したときは、入札参加停止の措置を受けることがある。
- (3) 委託期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。ただし、業務遂行について特段の支障がなく、かつ、この事業の関連予算の減額又は削除がない限り、初年度を含めて3年間、同一事業者と契約の更新を行うことを基本とする。

16 企画提案等応募書類の取扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は返却しない。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は事業者名をはじめ、公開の対象になり、選定されなかった事業者のものは原則非公開とするが、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先される。
- (3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対し、本市は一切補償しない。

17 問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課

所 在 地 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター3階

電話番号 06-4950-5685

F A X 06-4950-5658

E-mail ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp